

平成27年第10回教育委員会

定例会議事録

平成27年10月5日

東久留米市教育委員会

平成27年第10回教育委員会定例会

平成27年10月5日午前10時03分開会

市役所6階 602会議室

議題 (1) 諸報告

- ①指定校変更等の規則の見直し案について
- ②東久留米市特別支援教室設置に係る保護者説明会記録について
- ③東久留米市特別支援教育推進計画(案)等に関するパブリックコメントの実施結果について
- ④その他

出席者(5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員	尾 関 謙一郎
(教育長職務代理者)	
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 川 雅 代
委 員	細 田 初 雄

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	加 納 一 好
教 育 総 務 課 長	遠 藤 毅 彦
学 務 課 長	傳 智 則
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 4人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時05分)

○直原教育長 これより平成27年第10回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席です。

◎細田委員挨拶

○直原教育長 松本誠一委員が9月30日をもって任期を終えられ、後任には先の第3回市議会定例会において同意議決の上、細田初雄さんが新たに、市長から教育委員に任命されました。細田委員に一言、ご挨拶をお願いします。

○細川委員 細田です。私はこれまで野球一筋で来ました。現役時代は高校、大学、社会人野球までやっけていまして、その後、高校と大学の監督を31年間務めさせていただきました。その時に学校や子どものことについてもかかわりを持ち、教育について勉強させていただきました。現在はNHKやJ:COMでのテレビやラジオでの野球解説をしています。こういった経験がどれだけ教育委員としてお役に立つかわかりませんが、皆様のご支援、ご鞭撻をいただきながら務めさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○直原教育長 ありがとうございます。細田委員にはそちらの席にお座りいただきます。

◎議事録署名委員の指名

○直原教育長 本日の議事録の署名は尾関委員をお願いします。

○尾関委員 はい。

◎傍聴について

○直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴者はいらっしゃいますか。

○鳥越係長 いらっしゃいます。

○直原教育長 それではお入りいただきます。

(傍聴者入室)

◎諸報告

○直原教育長 本日の案件は諸報告のみです。「①指定校変更等の規則の見直し案について」からお願いします。

○傳学務課長 学務課からは「①指定校変更等の規則の見直し案について」を報告します。このたび「東久留米市立学校通学区域に関する規則」の改定を予定していますので、その案の説明になります。学校教育法施行令第5条の定める学区域の指定をするための規則の内容を見直すこととなります。資料最後の地図をご覧ください。現行の小・中学校における学区域はこの規則によって決められていますが、この学区域を変えるというものではありません。何を考えるのかについては資料1枚目にお戻りください。改正理由は、①現行の規則と運用のずれを解消するため、②現行の規則により生じている課題の解消、③他自治体にまたがる区域外就学の基準の明示、④文言の整理のためです。学区域が決まっているがその学区域以外の学校を「区域外就学」と言っていますが、このルールについて見直しをかけるというか、基本的には現行運用で行っている内容を規則として明文化していくという内容の改正を考

ており、施行予定は平成28年4月1日を目指しています。主な改正内容について説明します。1枚おめくりください。

「1 指定校変更について」です。「①市内転居について」。これまでは第1学期中に市内転居を予定している児童・生徒については転居先の指定校に先に学区域を変更することが認められていましたが、実際には2学期でも3学期でも新しい住所を定める場合にはその学校に通っていただくことができました。このたびの改正により、この文言を「一学期中」となっているのを「同一学期中」と変え、2学期と3学期についても転居先の指定校への変更を認めるという、実態に合わせたものです。「②保護者の就労等の事由について」。小学校に関係することになりますが、これまでは下校時の児童の安全を確保するために、保護者の勤務先等を下校先として指定した場合、指定校変更の理由として認めてきました。しかし、実態に合わせることにし、そこに親元もしくは保護してくれる方のもとへ帰るところを「毎日」であることを条件として、実際に子どもの安全が守られることを確保したいと考えています。「③ 調整区域について」。小学校転入学時に調整区域にお住まいの方は、指定校変更してもう一つの学校を選ぶことができていましたが、規則上では中学校については調整区域ではなく、本来の学校に進まなければいけないというルールになっていました。ところが、小学校の卒業生にはその指定先の学校から通う中学に進みたいという家庭が多く、これまでは「教育的配慮」ということで中学校の指定校変更も認めていましたが、こちらについても運用と規則のずれを解消するため、明文化して指定校変更を中学校においても認められるようにするものです。「④ 教育的配慮」のアですが、こちらが実際に生じている課題の解消の項目になっています。中学校における部活動では、指定校に希望する部活動がない場合の指定校変更については規則上、明文化されていませんでした。これを改正により明文化しました。例えば、お住まいの学区域の中学校には野球部がない。隣の中学では野球部があるのでそちらに行きたいという希望については、これまでは教育的配慮ということで認めていましたが、これを部活動における規則で明文化をして認めるという方向です。「ただし書き」のところの説明をします。8ページの新旧対照表をご覧ください。「教育的配慮」の中で、指定校に希望する部活動がない場合を定めています。この際に提出いただくのは、保護者の誓約書及び生徒本人の作文を新たに設けています。これまでは子どもの意向を教育委員会ですべて把握はできていない部分がありましたので、生徒本人から作文を提出してもらいたいと考えています。また、「卒業まで認める。ただし、自宅から通学距離が最も短く、希望の部活動がある場合のみと絞った上で毎年度、入部状況を確認する」という規定に改めたいと考えています。

続いて、改正内容の別紙の説明をします。教育的配慮の「イ 心身の障害、病気、その他特別な事情について」ですが、これまでは心身の障害や病気、その他特別な事情それぞれ規則で定めていましたが、改正により全て一つにまとめています。理由はそれぞれ申請件数が少なく、規則上一つにまとめても支障がないため、文言の整理をしました。「2. 区域外就学について」を定めます。区域外就学はこれまでは指定校変更と違って、市内の転校を定めていましたが、この区域外就学は市外の市区町村の地域をまたいで区域外就学と言いますが、これについて規則上、明文化されていなかったため、別表5を新たに新設して基準を設置するものですが、運用が変わることはありません。今までは内部規定により判断を行っていた区域外就学について、市内における指定校変更同様の基準を当てはめ、それによって認めた

り認めなかつたりを運用していくものです。

今後のスケジュールですが、本日委員のご意見をいただくと同時に、小・中学校の校長からも意見をもらった上で来月の教育委員会定例会に議案として提案し、12月の入学通知書に間に合わせたいと考えています。

- 直原教育長 多岐にわたりますが、ご質問等がありますか。
- 尾関委員 11月6日の定例会に付議するとのことですが、それまでには該当する子どもたちの人数等も報告してください。先の話ですが、実際に決まって保護者に説明するときには具体的な事例について、保護者が分かりやすい文言で説明してください。規則をそのまま示してもなかなか理解が伴わない場合が多いと思います。
- 傳学務課長 1点目の本年度の実際の指定校変更の実績については用意します。2点目の保護者に対する説明についてもお知らせする中で工夫したいと思っています。
- 名取委員 教育的配慮のところの部活動について伺います。今までは作文の提出がなくてもよかったのに今度から生徒本人の作文が必要になるとか、卒業までの後の括弧書きが、要するに部活に入らないとか、あるいは入ったけれども途中でやめてしまうと承認を取り消すということになり、厳しくなった事情を伺います。
- 傳学務課長 これまで規則には明文化されていなかったものの、中学校において部活動を理由する指定校変更の動きが大変多くありました。その中で本年、実際に中学1年生でこの制度を利用して指定校変更した生徒について追跡調査をしたところ、実際に部活に入部していなかったケースがありました。この制度が簡単に利用されると本来の学区域の制度を崩すものになりかねないことから、本人の希望については厳格に確認させていただくことを考えています。また、入部状況も確認し、入部しなかった場合、本人の責に負わない場合は当然本人の責ではないのですが、申請事由と異なる場合にはある程度の責任は生じていると考えています。しかし、その場合でも実際に「来年から本来の学校に行ってください」という運用ができるかどうかについては、所属校の校長と教育的な配慮の側面も考えた上で運用していくことになると思います。
- 名取委員 「途中退部した場合は承認を取り消す」ということですが、入部しないのはともかく、途中何かの事情で辞めた場合も承認を取り消すことになるので、ここまで書くのは少し厳しすぎないかなと思いました。
- 傳学務課長 ご指摘ありがとうございます。実際には心身の故障等で運動部が続けられていない等の事情も確かにあると思いますので、内容については精査していきます。
- 細川委員 「この部活に入りたいから」ということで埼玉県等から引っ越してくるケースもあると聞いています。そういう方のために市報への掲載予定はありますか。転入者に情報を伝えるのは先ずは市報だと思うのですが。
- 傳学務課長 他市から転入してくるかもしれない方のための広報については、現在は担当では考えていません。検討させてください。
- 細川委員 保護者が目にするのは先ずは市報だと思うので、就学に関することなどは少しでも掲載すべきだと思います。
- 直原教育長 事務局で検討させていただきます。
- 尾関委員 教育委員会だよりへの掲載はどうですか。
- 直原教育長 教育委員会だよりは年に2回の発行です。市報に折り込まれて届きますが、1

月と7月の発行なのでタイミングが合えば可能ではあります。

○細田委員 名取委員が言われたことは本当に大事なことだと思います。クラブ活動を辞めたらもどに戻りなさいというのは、この間にせっかく仲間ができたのに、新しい学校で、一から新しい友だちの中に入っていくのは、子どもたちにとっては大変なことです。そこの辺りをよく考えて進めてもらいたいです。

○細川委員 「途中退部した場合は承認を取り消す」ということですが、せっかく本人に作文を書かせているわけですから、一つの案ですが、「途中退部はしたけれどもこの学校に通いたい」という意思を、また作文などで表明してもらえば良いのでは。今後、そういうケースもあると思いますので作文を設けても良いと思います。

○細田委員 残りたいという場合ですよね。

○細川委員 はい。

○直原教育長 そういったことも含めて事務局で検討させていただきます。先ほど学務課長から話がありましたが、今後、学校ともよく相談をして練っていきたいと思います。この件についてはよろしいでしょうか。

続いて、「②東久留米市特別支援教室設置に係る保護者説明会記録について」の説明をお願いします。

○加納指導室長 「②東久留米市特別支援教室設置に係る保護者説明会記録について」、報告します。前回の教育委員会で保護者説明会については口頭で報告しましたが、記録がまとまりましたので改めて報告します。第1回が9月25日（金）午前10時から午前11時10分まで、第2回が9月26日（土）午後2時から午後3時35分まで。2回とも内容は同じで、場所は成美教育文化会館、教育センターで行いました。次第ですが、教育委員会挨拶の後に東久留米市特別支援教室設置計画（案）について説明し、その後、質疑応答を行ってします。参加者は第1回が20人、第2回が15人の合計35人です。前回の教育委員会で参加者34人と報告しましたが、ご夫婦で出席された方がいましたので35人に訂正させていただきます。

主な質疑ですが、「特別支援計画案P.2（4）設置に当たっての方針【児童・保護者に関わること】について、さらにもう少し詳しく説明してほしい」ということでしたので、改めて説明しています。二つ目、「月に1～2回はいつから実施なのか、またバスの当面運行は具体的にいつまでか」については、「学校に特別支援教室が設置されてから実施します。バスは利用者の状況を見て判断していきます」と答えています。次に、「通級と固定学校が両方ある移行期間はどのような形になるのか」というご質問については、「移行期間の平成28年度においては、東西地区は第六小学校または第七小学校を拠点校として、巡回指導教員が学校を巡回して指導します。南北地区については、通級方式を継続し児童が第六小学校と第七小学校へバスで通学して指導を受けることとなります。29年度からは全小学校で巡回指導を行います」と答えています。「通級と巡回指導の両方を希望した場合、指導を受けられる日数はどうなるのか」というご質問ですが、これは月に4日です。通級を希望する場合は最大、月に二日となります。ですので、二日間は通級と同じような指導形態になり、二日間は特別支援教室で指導を受けることとなります。そのほか、「今までのような個別指導を受けられるのか。小集団の指導が受けられなくなるのではないか。あるいは学校によっては人数が違うために指導に差が出ないのか」というご質問が多々出されています。「こうし

たことについてはただいま設置準備委員会で検討していますので、子どもたち一人ひとりの事情に応じた支援ができるように準備を進めていきたいと答えています」と答えています。最後二つ、直接には今回の特別支援教室にはかかわらないことですがご質問がありました。後ほど報告しますパブリックコメントにもありましたが、「中学校の情緒障害学級はつくるのか、支援教室で対応するのか」というご質問でした。「中学校の固定学級設置については検討課題と考えている。また、中学校への特別支援教室の設置については、今、東京都教育委員会で検討されていると聞いているので、今後そこを注視していきたいと考えています」と答えています。また、「通級に通っている保護者を対象とした保護者会の設置を約束してほしい」というご意見がたくさん出ましたが、「これは必要だと考えていますので、いつできるのかは学校と相談しなければなりません、相談しながら実施に向け検討していきたいと考えています」と答えています。

○直原教育長 ご質問あるいはご意見はありますか。

○名取委員 2回に分けて丁寧に説明していただけてよかったです。保護者はいろいろ思っていたことが発言できたと思います。

○直原教育長 資料1枚目の下から二つ目の○印「指導時間が減ってしまうのではないか」というご質問に対する説明をもう少ししてください。

○加納指導室長 はい。「これまでの指導時間が減ってしまうのではないか」というご質問です。これまでは通学バスを利用していましたので、どのお子さんも一日5時間という授業時間でした。5時間以外の場合はご家庭で通学を対応しなければなりません。バスを使うと登・下校時間が決まりますので一日5時間という指導時間になっていましたが、巡回指導を行うと指導時間が短縮になる場合もありますが、逆に延長される場合もあります。これまではどのお子さんも均一5時間でしたが、5時間が適当なのかということについては、今後は「必要な時間数を検討できる」ことになります。中には5時間以上必要なお子さんもいるでしょうし、逆に5時間は必要なく個別学習だけで良いとか、あるいは小集団の指導だけで良いなどのお子さんもいますので、一人ひとりに合った授業時数で指導を受けることができます。しかし、指導時数を増やすのが特別支援教室の目的ではありません。最終的には時間数を減らしますが、無理やり減らすということではなく、お子さんの課題が軽減し、課題が少なくなっていくに伴って時間数を減らし、最終的にはお子さんが所属する学級の中で有意義な学校生活を送ることができるようにしていくことが目的ですので、目標としては指導時数を減らしていつかは退級をすることになります。そのためにはお子さんへのきちんとした指導が必要だと考えています。

○名取委員 「通学バスを利用するから5時間にしないといけない」と先にそちらが決まっていたということが、今度はそうではなく、子どもさんに合わせた教育をすることによって、時間については5時間でフィクスしないで、むしろ適切にする方向になるということですね。

○加納指導室長 そうです。

○直原教育長 現在の通級の保護者会でも説明してほしいというご要望があるということですので、その対応の結果について、またご報告したいと思います。この件は以上になります。

続いて、「③東久留米市特別支援教育推進計画（案）等に関するパブリックコメントの実施結果について」の説明をお願いします。

○加納指導室長 「東久留米市特別支援教室推進計画（案）」と「東久留米市特別支援教室設

置計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果について」報告します。

パブリックコメントの募集期間は、平成27年9月9日から9月30日まででした。先ず、東久留米市特別支援教室推進計画（案）へのご意見については、お二人の方から3件ありました。長文のご意見については内容の趣旨を損なわないように要約しています。先ほど保護者説明会でも説明しましたが、「南町小学校に固定学級が設置されてから3年になり児童数が年々増えている。あと1校、小学校に情緒障害等の固定学級を設置してほしい」というご意見。もう一つは、「中学校に自閉症・情緒の固定学級を設置してほしい」というご意見です。三つ目のご意見も同様です。一つめには「小学校への新たな固定学級の新設については、南町小学校の状況把握に努め検討していきます」と答えています。また、中学校への固定学級の設置については、「東京都の先進地区の実施状況についても調査・研究を進め検討していきます」と答えています。三つ目についても同様に、「情報収集を行い、より良い教育環境推進していく」と答えています。

続いて、「東久留米市特別支援教室設置計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果について」報告します。こちらも併せてパブリックコメントを実施しました。実施期間は推進計画のパブリックコメントの期間と同じです。ご意見については6人の方から7件ありました。長文のご意見については内容の趣旨を損なわないように要約しています。

先ず、「特別支援教室に通うための判断基準をしっかりとつけてほしい。判定会議の回数を増やし、支援を進めてほしい」というご意見を二人の方からいただいています。「教育委員会としても特別支援教室設置に向けての課題として考えています。現在、特別支援教室設置準備委員会において検討しています。支援の必要な子ども一人ひとりが、その特性に応じた支援や指導を受けられる特別支援教室となるよう、定期的に実態を把握し、見直しや改善を行ってほしいということですが、各学校と連携して実践と評価を行いながら特別支援教室の実施を図っていきます」と答えています。「来年度については東地区と西地区で、再来年度29年度から南地区、北地区でも実施していきます。来年度、東地区、西地区で実施していった状況をきちんと把握・評価し、さらに全市での特別支援教室の設置について効果的に進められるように評価していきたい」と考えています。「障害児は環境の変化になかなか対応しにくい、子どもたちにとって本当に良いことなのか。常に当事者の意見を大切に考えて進めていってほしい」というご意見をいただいています。「説明会の中でも保護者会や個人面談、授業参観など実施してほしい」というご意見をいただいています。「そうしたことは必要だと思いますので実施の方向で検討していきますが、保護者、学校、教育委員会の連携を進めていきたい」と答えています。「通常学級と特別支援教室の先生方の交流を増やすためにも1校に一人の常勤の先生を置いてほしい」という要望をいただいています。「東京都は、特別支援教室で指導する巡回指導教員は拠点校の教員として巡回校に出かけるとしているため、現段階では常勤の教員、正規の教員を配置することは難しいと考えています。しかし、児童理解や指導の充実のためには教員同士の連携は不可欠です。特別支援教室設置校全てに廃止される特別支援教室専門員（非常勤職員）ですが、こうした特別支援教室専門員を含めて教員同士の連携を推進していきたい」と考えています。「特別支援教室を開設する際には通常学級の子どもたちにも適切な説明をしてほしい」というご意見です。「この設置計画の（案）がとれましたら、通常学級の保護者の皆様を通してお子さんたちに伝えていかなければならないと考えていますので、その点については各学校と連携して検討していき

い」と答えています。「教育委員会が必要と判断した場合、月に1回～2回程度拠点校での指導ができる。また、当面はバスを運行するとあるが、現在、通級指導学級へ通っている子どもたちは教育委員会の判断ではなく、親及び本人の希望により通わせてほしい。また、バスがなくなることで通えなくなる子どもが出ないようにバス送迎を続けてほしいという」、というご意見をいただきました。このことについては、「児童一人ひとりの実態に応じた指導を充実させるには保護者や本人の思いに寄り添いながらも、どのような支援が適切であるかを学校及び教育委員会が把握し、判断することが大変重要なことと考えます。また、バスの運行については状況を見ながら、当面の運行を実施していきます」と答えています。保護者や本人の思いをよく聞き、またそこで相談をしながらさまざまな状況を把握し教育委員会として判断していきたいと考えています。

なお、いずれもこれらの計画（案）については次回の教育委員会で議案として付議させていただく予定です。

○直原教育長 この間、行ってきましたパブリックコメントは本市の特別支援教育全体の計画である推進計画案と、その中の小学校に設置する特別支援教室についての設置計画案についてのものですが、いただいた意見に対してこのような回答をまとめたということです。ご質問等がありますか。

○細田委員 再確認ですが、この特別支援教育の先生は常時学校にいないのですか。

○加納指導室長 もちろん在籍しています。ただし、特別支援教室には正規の教員のほかに、特別支援教室専門員という正規の教員ではありませんが、非常勤の職員がプラス1で配置されるということです。特別支援教室には正規の教員が巡回指導で行きます。

○細田委員 私は東中学校の出身ですが、当時あった特別クラスにいた先生が普通学級の生徒たちとの間をかけもって来てくれていました。そのお蔭で溝がなく、非常に良かったことを思い出しました。それで常時いられるのかを確認させていただきました。

○直原教育長 細田さんの言われているのは固定学級のことですね。特別支援学級には固定学級と通級学級がありますので、その説明をしてもらいます。

○加納指導室長 ご説明したのは「通級指導学級」のことです。ふだんはほかの学校に所属していますが、週に1回特別な指導を受けるか、支援を受けるために通う子どもたちが通うのが「通級指導学級」です。今回変わるのは小学校のそのシステムです。子どもたちが通級指導学級に通うシステムから、今度は拠点校の先生が在籍校に巡回指導するシステムになります。それが「特別支援教室」のことで、細田委員が言われた特別支援学級は固定学級のことです。その学級に月曜日から金曜日までずっと通っている子どもたちのことだと思います。その固定学級については来年度以降も変更はありません。東中学校には東中学校の固定学級と通級学級もありますが、中学校は変わりません。

また、細田委員から交流という、生徒間の壁をなくすことが良かったというご発言がありましたが、一つつけ加えますと、特別支援学級と通常の学級の連携はどの学校も一生懸命に図っています。例えば、先日の土曜日に小学校の運動会がありましたが、こうした運動会でも特別支援学級の子どもたちと通常の学級の子どもたちが、一緒になって同じ競技をしており、障害のあるなしに関係なく一緒に過ごしている状況があります。

○直原教育長 あらかじめ用意していた報告事項は以上です。

◎閉会の宣告

○直原教育長 以上で平成27年第10回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前11時45分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年10月5日

教育長 直原 裕（自 署）

署名委員 尾関 謙一郎（自 署）